

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号
(名称) ミサワホーム九州株式会社

上記被審人に対する平成19事務年度(判)第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金199万9999円
- (2) 課徴金の納付期限 平成20年7月10日(木)

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号に本店を置き、その発行する株券が福岡証券取引所に上場されていた会社であるが、被審人は、売上の前倒し計上等により、

第1 平成17年12月13日、福岡財務支局長に対し、被審人の平成17年4月1日から同年9月30日までの中間連結会計期間につき、連結中間純損益が261百万円(百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結純資産額、連結当期純損益額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを19百万円の利益と記載するなどした中間連結

損益計算書、及び連結純資産額が1,020百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に443百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第20期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

第2 平成18年6月30日、福岡財務支局長に対し、被審人の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計期間につき、連結当期純損益が141百万円の損失であったにもかかわらず、これを155百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が820百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に659百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第20期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し

たものである。

(2) 法令の適用

第1 法第172条の2第2項、第24条の5第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

第2 法第172条の2第1項、第24条第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

第1及び第2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第2項、第18項を適用する。

(3) 課徴金の計算の基礎

第1及び第2

法第172条の2第1項、同第2項及び証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項の規定により、被審人の第20期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（76,193円）

が

- ② 2,000,000円

を超えないことから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

同半期報告書については、2,000,000円の2分の1に相当する額である1,000,000円

同有価証券報告書については、2,000,000円

となる。

法第185条の7第2項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第20期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計3,000,000円が、同有価証券報告書に係る算出額（2,000,000円）と、同半期報告書に係る算出額に2を乗じた額（2,000,000円）のいずれか高い額（2,000,000円）を超えることから、2,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分（同第18項の規定により1円未満の端数切捨て）することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$2,000,000 \times 1,000,000 / (1,000,000 + 2,000,000) = 666,666 \text{円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$2,000,000 \times 2,000,000 / (1,000,000 + 2,000,000) = 1,333,333 \text{ 円}$$

となる。

平成20年5月9日

金融庁長官 佐藤隆文